三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力
四　検査を受けようとする期日
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
一　施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画
二　前号の定期事業者検査に関する放射線管理
三　発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
四　保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
イ　保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間
ロ　発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
ハ　発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
五　前回の施設定期検査において提出した前二号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があった場合には、その変更の内容を説明する書類
六　前回の施設定期検査において提出した第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類
3　第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類
四　検査を受けようとする期日
4　第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
5　前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
6　第一項又は第三項の申請書及び第四項又は第五項の書類の提出部数は、正本一通とする。
（施設定期検査の実施）
第四十三条　施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。
一　第四十一条第一項第二号の設備にあっては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項
イ　タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査
ロ　タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査
二　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設にあっては、前号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項
三　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあっては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項